

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「平成30年7月豪雨による災害」により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「平成30年7月豪雨による災害」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号。）に基づく商工会・県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号。）に基づく商工会議所及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。）に基づく県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。

4 この補助金において「復興事業計画」とは、平成30年7月豪雨による災害に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、平成30年7月豪雨による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、平成30年7月豪雨による災害に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(交付対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱（平成30年8月22日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所等を置く中小企業等グループ又はその構成員とする。

2 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、平成30年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設又は設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費（以下「経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。

3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設又は設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。

4 前2項における交付対象経費については、別表のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の4分の3以内とする。

2 中小企業者以外の者の施設又は設備の復旧・整備等に要する経費については、前項において「4分の3以内」とあるのは「2分の1以内」と読み替える。

3 前2項の補助金の上限額は、1事業者当たり15億円とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第4条の別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(一) 補助事業計画書

(二) その他知事が必要と認める書類

3 中小企業等グループ又はその構成員は、規則第4条の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。

(一) 暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(二) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(決定の通知)

第7条 規則第5条の規定による補助金等の交付決定の通知は、様式第2号により行うものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第16条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備であって、平成30年7月豪雨による災害以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を知事が別に指定する期間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第7条により決定の通知を受けた補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更について

はこの限りでない。

2 知事は、前項の承認について、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（様式第5号）により行うものとする。

（軽微な変更）

第11条 前条第1項ただし書の「軽微な変更」とは、次に掲げるものをいう。

（一）補助事業に要する経費の減少額が20%以内の場合

（二）補助事業に要する経費の区分相互間（施設・設備）において、補助対象経費の配分をいずれか低い額の20%以内で変更する場合

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第13条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（一）知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（二）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（三）知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

（補助事業遅延等の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第7号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第15条 規則第11条の規定による状況報告は、様式第8号によるものとする。

（実績報告）

第16条 規則第13条第1項の実績報告書は、様式第9号によるものとする。

2 規則第13条第1項の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（一）補助事業実績書

(二) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月15日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

4 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

5 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 規則第14条の補助金等の額の確定通知は、様式第10号によるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払等)

第18条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

3 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書(様式第12号)及び補助金概算払請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

4 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第14号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 知事は、第12条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(一) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(二) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(三) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(四) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(五) 補助事業者が、暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。
(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 規則第20条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 規則第20条に規定する知事の承認を受けようとするときは、様式第15号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第20条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(立入検査等)

第23条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月22日から施行し、平成30年7月豪雨による災害復旧に係る補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正された要綱は、平成30年11月13日から施行する。

別 表

交付対象経費区分	内 容
施 設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
宿舍整備のための事業	宿舍及び備付けの設備に係る費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

- 上記の施設又は設備の復旧又は整備及び商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、平成30年7月豪雨による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。ただし、補助対象施設又は設備に対する保険金等は補助金の交付対象となる経費から除く。